

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 7 年 2 月 14 日懲戒処分に付した。

令和 7 年 2 月 14 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
子ども青少年局 会計年度児童 虐待対応支援員	免職	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び 第 3 号
住宅都市局技師	停職 6 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び 第 3 号
守山区主任	減給10分の 1 6 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号
守山区主事	減給10分の 1 6 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号